

新潟市勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第31号

新潟市勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例

新潟市勤労者福祉施設条例（平成16年新潟市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第6条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、別表第1 1に掲げる有料勤労者福祉施設における第2号に掲げる行為については、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。